

マスコット「ミヤリー」使用基準

(目的)

第1条 この基準は、市制110周年記念マスコットとして誕生した「ミヤリー」(以下「マスコット」という。)」の使用に関して定めるものとする。

(対象)

第2条 各種事業・媒体・製作物等に、「マスコット」を使用する場合とする。

(使用申請)

第3条 マスコットの使用を希望するものは、使用申請書(様式第1号)を「宇都宮市長」(以下「市長」)に提出しなければならない。

(使用許可)

第4条 市長は第3条に規定する申請書を受理したときは、その可否を決定し、使用許可書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により許可するにあたっては、条件を付することができる。

(許可基準)

第5条 マスコットの使用を許可する基準は、次の各号に該当することとする。

(1) 本市のまちづくりに寄与するもの(主なものは下記の通り)

- ・本市を広くPRしようとするもの
- ・本市のイメージアップを図るもの
- ・市民が主体となるまちづくり・地域づくり等に関するもの
- ・広く市民・住民等が参加できるもの

(2) 政治的または宗教的でないもの

(3) 公序良俗に反しないもの

(4) 製作物等を有料販売する場合、その価格がマスコット使用前と同額以下であるもの又は、類似の既製品と同等の額であるもの

(5) その他、許可するものとして不適切でないもの

(遵守事項)

第6条 マスコットを使用するにあたり、下記の各号を遵守すること

(1) オリジナルデザインを変更して使用しないこと

(2) 作成した製作物等へ、「宇都宮市マスコット ミヤリー」と認識できるよう表記すること

(3) マスコットを使用した製作物等を商標登録しないこと

(使用の期間)

第7条 マスコットの使用許可期間は、原則として許可を受けた日から1年間とする。

(状況報告)

第8条 マスコットを使用したものは、使用期間終了後、速やかに使用状況報告書(様式第3号)に実施内容を証する資料を添えて、使用状況の報告をするものとする。

(使用内容の変更等)

第9条 申請書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに市長に報告し、市長の指示に従うものとする。

(使用許可の取消)

第10条 市長はマスコットの使用に関して、不適切な使用を行っているとは判断する場合は使用許可の取消を命ずることができる。

(使用料)

第11条 マスコットのデザインの使用料は無料とする。

(事故、苦情等、係争等の処理)

第12条 マスコットを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

2 使用者は、マスコットの使用に際し、第三者との係争等が生じた場合、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等について、その都度両者協議して決定すること。

(補足)

第13条 この基準に定めるもののほか、マスコットの使用に関し必要な事項は、市長が別に定めることができる。

附則 この基準は平成19年4月1日から施行する。

附則 この基準は平成22年8月20日から施行する。